

入 札 公 告

次のとおり一般競争入札に付します。

本案件は、競争参加資格確認のための証明書等（以下「証明書等」という。）及び総合評価技術資料の提出、入札を電子調達システム（G E P S）で行う対象案件です。

また、本案件は、「女性の活躍推進に向けた公共調達及び補助金の活用に関する取組指針」（平成28年3月22日すべての女性が輝く社会づくり本部決定）に基づき、ワーク・ライフ・バランスを推進する企業として関係法令（女性活躍推進法、次世代育成支援対策推進法、青少年雇用促進法）に基づく認定を受けた企業及びそれに準ずる企業を評価（認定企業等を加点）する対象案件です。

令和元年6月14日

分任支出負担行為担当官

関東地方整備局

横浜国道事務所長 大江 真弘

1 調達内容

(1) 業務件名

R 1 横浜国道事務所車両管理業務（電子調達システム対象案件）

(2) 調達案件の仕様等

本業務は、発注者の所掌業務を遂行するに当たり、管内の事業調整等、さらには地震・異常気象等による災害発生時及び事故等の発生時（以下「災害等」という。）の対応など業務実施に必要な車両の運行を確保するとともに、これに必要な車両の管理を委託するものである。特に車両の運行については、災害等に対する迅速な出動対応とともに高度な運行管理が不可欠である。また、現地調査等においては山間僻地、狭隘及び悪路等における道路状況の把握や安全で的確な走行が求められる。さらに、災害等の規模及び対応の緊急性によっては、24時間の業務体制が必要となる場合もある。

なお、常に運行できる体制をとるべき台数は、6台とする。

(3) 履行期間

令和元年8月1日から令和2年3月31日まで

(4) 履行場所

横浜国道事務所管内及び指定場所

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、総合評価落札方式をもって行うので、総合評価のための専門的知識、技術及び創意等に関する書類（以下「総合評価技術資料」という。）を提出すること。なお、入札書に記載された金額に100分の10（令和元年9月末までの履行部分については100分の8。）に相当する額を加算した金額（当該金額に1

円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とする。)をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100(令和元年9月末までの履行部分については108分の100。)に相当する金額を入札書に記載すること。

入札書に記載する金額は、R1横浜国道事務所車両管理業務仕様書(以下「仕様書」という。)別記1の1ヶ月当たりの基本委託料とすること。

なお、各項目の契約単価は、仕様書別記1の単価率により決定する。

原則として、当該入札の執行において入札執行回数は2回を限度とする。なお、当該入札回数までに落札者が決定しない場合は、予算決算及び会計令第99条の2の規定に基づく随意契約(以下「不落随契」という。)に移行する場合がある。その場合は以下のとおりとする。

- 1) 不落随契に伴う見積依頼は、2回目の入札を行った者に対して行うものとする。
- 2) 見積書提出意思のある者は、見積書の提出を行うこと。
- 3) 見積書提出意思のない者は、辞退届を必ず提出すること。

なお、紙入札方式による入札者は、開札場より退出すること。

- 4) 何ら意思表示のない者は、見積書提出意思のない者とみなす。

(6) 電子調達システム(GEPS)の利用

- 1) 電子調達システムによる入札参加を希望する場合は、電子認証(ICカード)を取得していること。
- 2) 電子調達システムによりがたい場合は、証明書等及び総合評価技術資料とともに紙入札方式参加願を提出すること。

2 競争参加資格

(1) 入札参加者に要求される資格

1) 基本的要件

- ① 予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- ② 平成31・32・33年度国土交通省競争参加資格(全省庁統一資格)「役務の提供等」のA、B、C又はD等級に格付けされた関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者であること。

なお、「競争参加者の資格に関する公示」(平成30年11月26日付官報)に記載されている時期及び場所で競争参加資格の申請を受け付ける。

- ③ 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者(競争参加資格に関する公示に基づき②の競争参加資格を継続する為に必要な手続きをおこなった者を除く。)でないこと。
- ④ 関東地方整備局管内に本店又は支店・営業所があること。
- ⑤ 証明書等の提出期限の日から開札の時までの期間に、関東地方整備局長から指名停止を受けていないこと。

- ⑥ 以下のⅠからⅢのいずれかの資格等を有する車両管理責任者（業務管理者）を配置できることを証明した者であること。
- Ⅰ 道路交通法第74条の3に定める安全運転管理者の選任を受け運転管理の1年以上の実務経験を有する者
 - Ⅱ 3年以上の運転管理の実務経験を有する者
 - Ⅲ 道路運送法又は貨物自動車運送事業法に基づく運行管理者の1年以上の実務経験を有する者
- ⑦ 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- ⑧ 本業務に事業協同組合として証明書等を提出した場合、その構成員は、単体として証明書等を提出することはできない。
- ⑨ 分任支出負担行為担当官から入札説明書の交付を受けた者であること、又は電子調達システムよりダウンロードした者であること。

2) 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。（入札説明書参照）

3 証明書等及び総合評価技術資料、入札書の提出場所等

(1) 電子調達システムのURL、証明書等及び総合評価技術資料、入札書の提出場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

政府電子調達システム（GEPS）

<https://www.geps.go.jp/>

〒221-0855

神奈川県横浜市神奈川区三ツ沢西町13-2

関東地方整備局 横浜国道事務所 経理課

電話：045-316-3532 内線：220

FAX：045-316-3547

(2) 紙入札方式による証明書等及び総合評価技術資料、入札書の提出場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

上記(1)の問い合わせ先に同じ

(3) 入札説明書の交付期間、交付場所及び交付方法

1) 入札説明書を電子調達システムにより交付する。交付期間は令和元年6月14日から令和元年7月19日までとする。

2) やむを得ない事由により、上記交付方法による入手ができない入札参加希望者に対しては、記録媒体（CD-R等、USBは不可）を上記(1)に持参又は郵送することにより電子データを交付する。持参による場合は、上記(1)に記録媒体を持参すること。郵送による場合は、上記(1)に記録媒体、返信用の封筒（切手を貼付）、入札参加希望者の連絡先が分かるものを同封すること。受付期間は令和

元年6月14日から令和元年7月18日までの土曜日、日曜日及び休日等（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項に規定する行政機関の休日（以下「休日」という。）を除く毎日、9時15分から18時00分まで（最終日は16時まで）とする。）

- (4) 電子調達システムによる証明書等及び総合評価技術資料の提出期限、紙入札による証明書等及び総合評価技術資料の提出期限
令和元年7月1日 13時00分
- (5) 電子調達システムによる入札書の提出期限、紙入札による入札書の提出期限
令和元年7月18日 16時00分
- (6) 開札の日時及び場所
令和元年7月19日 10時00分
関東地方整備局 横浜国道事務所 経理課
- (7) 本業務の予定価格の作成にあたっては、平成31年度労務単価を適用する。

4 その他

- (1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 入札保証金及び契約保証金
免除。
- (3) 入札者に要求される事項
 - 1) 電子調達システムにより参加を希望する者は、証明書等及び総合評価技術資料を3(4)の提出期限までに、3(1)に示すURLに提出しなければならない。
 - 2) 紙入札方式により参加を希望する者は、必要な証明書等及び総合評価技術資料を3(4)の提出期限までに、3(2)に示す場所に持参又は書留郵便等（書留郵便及び「民間事業者による信書の送達に関する法律」（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者もしくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便のうち、引き受け及び配達記録をした信書便をいう。）により提出しなければならない。
- (4) 入札の無効
本公告に示した競争参加資格を有しない者のした入札、証明書等及び総合評価技術資料に虚偽の記載をした者のした入札、入札に関する条件に違反した入札は無効とする。（入札説明書、関東地方整備局競争契約入札心得、関東地方整備局随意契約見積心得、一般競争入札（電子調達システム）に際しての注意事項参照）
- (5) 契約書の作成の要否
要。
- (6) 落札者の決定方法
総合評価落札方式とする。
 - 1) 本公告3に従い入札書を提出した入札者であって、当該入札者の入札価格が、

予算決算及び会計令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内である者のうち、2)の方法によって得られた数値（以下「評価値」という。）の最も高い者を落札者とする。

ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち評価値の最も高い者を落札者とすることがある。

- 2) 本公告2の競争参加資格を全て満たした入札者の申込みに係る総合評価項目の評価により最大290点の評価点を付与する。

得られた評価点の合計（技術評価点）を当該入札者の入札価格で除して得た数値に10万を乗じた数値を評価値とする。

- (7) 手続きにおける交渉の有無
無。
- (8) 詳細は入札説明書による。